

<学会報告>

IFRSs 教育のための枠組み

A Framework for Teaching IFRSs

来栖 正利*

Masatoshi Kurusu

本稿は Barth が行った国際財務報告基準 (IFRSs) に基づく会計教授案の内容を紹介することが目的である。Barth の会計教育に対する視点は経営者の行為を正確かつ適切に反映する財務報告基準と当該基準を頑強に支えるべく提唱されている概念枠組みの学習を通じて、会計問題に対する判断力を備えた会計人を養成することにある。この会計教育をケース・メソッドに基づく実践教育を通じて実現することを Barth は提唱している。

キーワード：会計教授法、概念枠組み、原則に基づいた基準、判断力、整合性

I. はじめに

本稿の目的は CPE Session#15 (Continuing Professional Education) の内容を紹介することである^{1) 2)}。その中で、Barth が行ったセッションに着目する、というのは、国際財務報告基準 (IFRSs: International Financial Reporting Standards、以後 IFRSs と略す) の導入を控え、これらの理解と運用能力の改善に着目したセッションだからである。IFRSs の理解を指向する教授法の普及は、今後の会計教育および研究内容を大きく変えるだろう。

来栖 (2010) は、Schipper が担当したセッションを紹介しながら、IFRSs を素材にした会計教育が会計人の判断力の改善に着目していると述べた。本稿も IFRSs の理解と運用能力の改善を指向した会計教育の提唱を踏まえ、会計人が身につけるべき判断力の具体的な改善方法を紹介する。これらの内容は IFRSs の設計に関する学術研究アドバイザーを兼任する Barth が行ったセッションの内容に基づいている。

Schipper のセッション内容を取り上げた来栖 (2010) と本稿で取り上げる Barth が実施したセッションの内容との違いを述べておこう。Schipper の着眼は財務諸表分析を単なる分析ツールではなく、経営者の行為を理解する手段の一つと考えている。他方、Barth は IFRSs が経営者の行為を正確かつ適切に反映する財務報告基準であり、それを頑強に支えるべく提唱されているのが概念

*流通科学大学商学部、〒651-2188 神戸市西区学園西町 3-1

枠組みであると考えているということである。

IFRSs の不完全さを前提とした上で、所与の IFRSs に基づいて算定された財務諸表数値が必然的に内包するノイズと経営者の行為を反映する「情報」とを適切に識別できる会計人の判断力の養成に Barth は着目している。換言すれば、財務諸表利用者を主体にした判断力を意識したのが Schipper であったのに対して、Barth のそれが主として財務諸表作成者および基準設定主体のそれを前提としていると思われるということである³⁾。

上述の会計教育を提唱することは分析ツールの習熟を重視した実学教育とは異なる。分析ツールの習熟を目的とした教育の成果が分析ツールを駆使して生み出した結果（数値）の解釈およびその評価能力の改善を保証しないからである。分析ツールの適切な運用とそれらを駆使して得られる情報の評価能力の改善こそが会計教育が果たすべき目的である。とすれば、従来の実学としての会計教育は学ぶことそれ自体が目的になっていたと思われる。

本稿の構成は次の通りである。まず、Barth が論じた教授モジュールを、概略と教授ポイントに分けて要約する。次に、前節を踏まえて提示した実践例のポイントを簡潔にまとめる。そして、Barth が提示した、より完成度の高い概念枠組みを構築するために改善すべき課題をまとめる。そして最後に、筆者の感想を述べ、本稿を終えることにする。

II. 教授モジュール

1. 概略

「原則に基づいた基準」(principle-based standards) の意義を理解するために、国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board、以後 IASB と略す) が提唱した概念枠組み (IASB Framework) の役割を強調し、概念枠組みに基づいて財務報告を支える諸概念を論理的に導出すべきであると Barth は説明した。この理由は概念枠組みを使用して次の三つの目的を満たす財務報告基準の作成を IASB が提唱しているからである。

(1) 各種財務報告基準の首尾一貫性を高める目的、(2) 審議会委員の交代や時勢の変化とは無関連に、審議方針を維持する目的、そして (3) 会計上の判断を行うための基準の提供という目的である。これら三つの目的が示唆することは、既存の財務報告基準が対応できない会計現象が生じた場合であっても、適切な会計政策を財務報告作成者が構築かつ実践するための「手引き」として概念枠組みの活用を提唱しているということである。

換言すれば、あるべき「原則に基づいた基準」とは、(a) 概念枠組みから論理的に導出されること、(b) 事業内容に基づいて適切な原則を適用するために、専門的な判断に依拠した原則であること、そして (c) 事前に作成された適用指針が実際に適用された原則を論理的に説明できることである。これらの三つの事項が例外なく成立する場合、概念枠組みから論理的に導出された、あるべき原則に基づいた基準が機能していると言える。

とはいえ、運用上の問題を考慮して「ルールに基づいた基準」の適用という、ある種の「妥協」を許容せざるを得ない。財務諸表作成者や監査人が(A)専門的な判断の行使を嫌悪する場合、(B)財務報告基準を適用する際に詳細な解釈指針を要求する場合、または(C)許容範囲を超える不確定な経済事象を見積もった財務報告基準の適用を躊躇する場合である。他方、多様な経済事象に対する唯一の「解答」を規制主体が求める場合である。

2. 諸概念に着目した教授ポイント

IFRSsを支える五つの諸概念に着目した教授ポイントをまとめてみたい⁴⁾。Barthが提唱したのは次の四つである。(1)どの諸概念が頑強であるのか、そして頑強でないのかの確認、(2)概念枠組みに含まれている頑強な諸概念と照らし合わせて、頑強でない概念を頑強にするために必要なことの整理、(3)頑強でない諸概念と概念枠組みとの理論的整合性を欠いている理由の説明、そして(4)理論的整合性の阻害要因を突き止めることである。

一般目的財務諸表を作成する諸目的は、財政状態、期間損益、そして財政状態の変動に関する情報を提供することである。これらの項目に着目した具体的な教授ポイントはIFRSが提唱する財務諸表の目的を考えられる他の目的と比較検討することである。これを踏まえて、(a)取得原価主義と(b)財務諸表を作成する理由があらゆる契約とすべての利用者の必要性を満たすことにあるという見解の再検討をBarthは促している。

質的特性に関する教授ポイントは現行の概念枠組みとIFRSsが提唱しているそれとの対比である。「基本的な質的特性」を構成する要素の一つである「目的適合性」が具備すべき要件の一つは予測価値である。なお予測価値とは、「(投資家の経済的意思決定に)影響を与えることができる」という属性を、開示情報が満たすことである。この属性は企業実体が生み出す将来キャッシュ・フローを投資家が予測するために役立つということである。

次に、期間損益(当期純損益)が期首と期末の純資産の差額に着目して計算されることを踏まえ、諸資産が構成要素の基本(cornerstone)であることを確認する。純資産の差額に着目すること、つまり、財産法に基づく期間損益計算を重視する理由は、諸資産と諸負債の差額が収益から費用を控除した適切な差額計算になること、つまり、頑強な枠組みに基づいた期間損益(業績)の測定に貢献しているとBarthが考えているものと思われる。

3. 小括

IFRSsを教授する際のポイントは次の四つである。①IFRSsの内容の理解が必要である。②IFRSsが求める必要事項は原則に基づいて導出されており、その適用には判断が求められる。したがって、③判断能力の改善が必要である⁵⁾。これはケース・メソッドを活用して判断能力の改善を促す訓練を行うことによって可能になる。最後に、④代替案の評価を行う際、却下した代替案の記述

とその根拠を説明できることが必要である。

換言すれば、諸概念の正確かつ適切な理解に努め、その理解に基づいて原則を論理的に導出できる能力の改善を指向した教授法を実践することが有益かつ必要である。この教授に基づく会計教育を受けた学生が身につける能力は、例えば、次の二つである。(1) 原則を適用する際に下した判断を論理的かつ適切に説明できる能力である。(2) 適用指針がどのように原則に影響を与えるのかを論理的に説明できる能力である。

4. 実践例

IFRSs の理解を通じた学生の判断力の改善に着目した教授法の実践例として、Barth はいくつかの学習項目を例示した。まず、会計政策と見積もりの誤差と変更に関する三つの実践例である。主たる規準とすべき概念は事実描写性 (faithful representation) と比較可能性 (comparability) である。適用される原則は (1a) 過年度の誤差 (過年度修正)、(1b) 会計政策の変更 (遡及適用)、そして (1c) 見積もりの変更 (将来の適用) である。

これら三つの実践例に基づいて教授すべき点は次の事項である。(A) 一般目的財務諸表の諸目的に基づいて、諸概念、原則、そしてルールを論理的に導出および構築することである。(B) 個別の情報開示がどのように原則に影響を与えるのかを論理的に説明することである。(C) 会計政策の変更と過年度の誤差の修正と会計上の見積もりとを適切に判断することである。そして、(D) ケース・スタディーを用いた (A) ~ (C) の理解度の確認である。

次に、リース契約の分類に着目した実践例である。主たる規準とすべき概念は事実描写性である。適用される原則は実質的な購入契約の資産計上 (ファイナンス・リース) とそうでない契約 (オペレーティング・リース) である。適用すべきルールはリース契約に関する指針 (条件付き賃借) と個別情報開示の水準決定である。この実践例を通じて学習すべきことはリース契約の内容に基づいた、適切な会計手続きの適用と財務諸表数値の産出である。

これらの点を考慮して教授すべき点は次の事項である。(D) リース契約に関して適用すべき二つの原則 (ファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるか) と概念枠組みとの理論的整合性の程度を説明することである。(E) リース契約に基づいて適切な分類 (ファイナンス・リースかオペレーティング・リースか) であるか否かを判断することである。(F) リース契約を最善に分類する原則が存在し得るか否かの検討である。

そして最後に、企業結合を用いた実践例である。適用すべき概念は財務諸表の構成要素の定義づけと事実描写性である。適用すべき主たる原則は (1) 事業の買収者による取得資産と負うべき負債の認識、(2) 買収時における公平価値の算定と適用、そして (3) 買収の性質 (目的) と財務効果を財務諸表利用者が評価できる情報開示である。そして、適用すべきルールは (a) 認識および測定基準の例外規定と見なすのか否かと (b) 個別情報開示である。

企業結合に関する教授ポイントは次の通りである。(G) 一般目的財務諸表の目的を出発点として諸概念、原則、そしてルールを論理的に導出することである。(H) 買収する事業内容の認識と市場性が乏しい場合の公平価値の測定に着目した判断を行うことである。(I) 質的特性を念頭において、他の取引と比較して、被買収側が保有する資産と負債が内包する不確実性を認識および測定すべきか否かを論じ、整合性ある結論を導くことである。

Ⅲ. 概念枠組みの精緻化

1. 背景

既存の概念枠組みの論理的整合性の維持および強化を指向する姿勢を示したことは、筆者が理解している限り、今まで無かったと思われる。この方針転換⁵⁾に対する背景を、最初に推察してみたい。Barth は既存の概念枠組みを改訂する際、従来、それぞれの概念枠組みが「共有部分」を有する必要があると述べた。これはそれぞれの概念枠組みが独立して機能するのではなく、相互の関連性を維持すべきことを論じたものと推察される。

前述の Barth の発言に基づいて、概念枠組みの検討作業の経緯を振り返れば、検討に携わった委員が任期満了に伴い交代する毎に、妥協の末に承認された概念枠組みが発効され、それらの論理整合性が損なわれてきたと Barth が回顧していると推察される。もし筆者の推論が妥当であれば、論理整合性を欠く既存の概念枠組みが生み出し得るリスクは、その改訂版を発効するまでに設けた移行措置期間中に顕在化する可能性が高くなるだろう。

それでは、顕在化し得るリスクの典型例とは、移行措置に設けた「場当たりのな」概念とその都度公刊された諸基準の取り扱いを巡るトラブルである。ある会計手続きの適用を巡って生じた問題の解決策を既存の概念枠組みに基づいて求めた場合、唯一の解決策を導くことができず、信頼性の高い実務指針を明示できなかったことが考えられる。これは首尾一貫しない各種基準が場当たりのな会計手続きの適用と判断をもたらすことになった。

他方、IASB と財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board、以後 FASB と略す) とが共同作業を行うに当たって生じる問題があった。FASB は認識基準において「価値関連性 (relevance)」を最重視した。他方、IASB が掲げた認識基準における「生じ得る (probable)」という概念と、FASB のそれとの定義づけが異なった。これは一つの会計問題に対して一つの結論を導出することが最初からできない事態を招くことになった。

2. 測定と報告実体

それでは、現在発効している概念枠組みの異同を簡略して示しておきたい。FASB が公表している概念枠組みは6つ (六種類の概念基準書) であり、それらは財務報告を規定するために構築されている⁶⁾。なお、これら6つの概念枠組みは財務報告作成に対して強制力をもっていない。

他方、IASB が公表している概念枠組みは財務諸表を規定するために設けられており、IASB(2005)を通じて、財務諸表作成に対して強制力を持っている。

前述の異同をもつ概念枠組みの統合作業を FASB と IASB は共同作業として 2004 年から着手している。そのさい掲げた目的は会計基準作成のための実質的な基礎を提供する、精緻化された共通概念枠組みを構築することである。なお、8 段階に分けられた共同作業は次のような二つのねらい (focus) に基づいている⁷⁾。(a) 既存の概念枠組みの整理であって実質的な再検討ではない。(b) 民間の事業主体に適用できる概念枠組みの構築である。

次に、現委員が検討している主要課題は三つである。(1) 測定を扱う概念枠組みが果たす目的の定義づけ。(2) 価値関連性と事実描写性を測定問題とすべきか。この課題は次の項目の検討と関連を持つ。(3) 財務報告目的が具備すべき含意をどの観点に基づいて規定すべきか。(A) 貸借対照表観、(B) 損益計算書観、または (C) 両者を全体論的にとらえ、据えるべきか。最後に、歴史的原価と公平価値に関する基本的な質的特性の含意の考察である。

前述の測定を扱う概念枠組みの検討を行う際、報告実体の定義づけを注意深く行っている。なぜならば、財務報告目的を満たす報告実体の範囲を決定することによって、当該実体の経済活動を認識し、かつ測定できるからである。当該問題に関する公開草案を 2010 年 3 月に公開し、同年 7 月にコメント受付を終了した。なお、報告実体の範囲を検討する際、Barth は報告実体を、経済活動の実行を目的とした領域 (area) と考えている。

財務報告を行う報告実体が行う経済活動を (a) 現在行われているそれら、(b) 今までに行われてきたそれら、または、(c) これから行われるそれらとする。しかも、これらの経済活動を客観的に区別することができる。そして、これらの経済活動を行う報告実体は財務報告を利用する利用者の意思決定に役立つ情報を提供する。なお、法人を報告実体とする必要はなく、その下部組織 (branch) または部門 (segment) をその範囲に含めることができる。

報告実体が作成すべき財務報告の定義づけを行うに当たって検討すべき課題は次の三つである。

(1) 連結財務諸表を一般目的財務諸表と考えるべきか。次に、(2) 報告実体とは共通する支配下にある実体を一つの報告実体と考えて構わないのか。そして、(3) 個別財務諸表 (親会社だけを独立させて作成した財務諸表) を連結財務諸表とともに利用者の意思決定に有用な財務報告と考えることができるだろうか。

IV. むすび

本稿は Barth が行った国際財務報告基準 (IFRSs) に基づく会計教授案の内容を紹介することが目的である。Barth の会計教育に対する視点は経営者の行為を正確かつ適切に反映する財務報告基準と当該基準を頑強に支えるべく提唱されている概念枠組みの学習を通じて、会計問題に対する判断力を備えた会計人を養成することにある。この会計教育をケース・メソッドに基づく実践教

育を通じて実現することを Barth は提唱している。

IFRSs の普及を目指す理由の一つはコスト節約にある。多国籍企業の親会社や複数の子会社および関連会社が所在国の会計基準に基づいて財務諸表を作成しなければならないという煩雑さを回避することにある。多様な会計基準に基づいて作成された財務諸表を一つの連結財務諸表にまとめることの情報作成コストを節約することは多国籍企業の透明性を自らが選好することを期待できる。これは投資家の最善な投資意思決定に貢献する。

しかしながら、投資家が最善な意思決定を行うことができるための教育をどのように施すのかという問題を十分取り組むにはしばらく時間を要する。というのは、従来の会計教育の内容と抜本的に異なる教授法が求められていると思われるからである。日本の大学が提供する会計教育は制度会計の内容の理解を主たる会計教育の目的としている。理解した会計の知識を実践的に活用する教育はまだ始まったばかりと言っても過言ではない。

知識の詰め込み教育ではなく身につけた会計の知識を適切に活用できる能力の改善に着目した会計教育の実施は、その成果を実感するまでに時間を要すると思われるものの、大学における会計教育が目指すべき教育であると思われる。大衆教育と決別できる高等教育を提供できる能力を改善し続けている研究者だけが正当に評価される環境が整い始めている。これを好機ととらえ研究教育のさらなる改善に邁進していきたいと筆者は考えている。

注)

- 1) 本セッションの詳細事項は次の通りである。開催日時は 2010 年 7 月 31 日、開催時間は 13:00PM から 17:00PM であった。タイトルは IAAER-IFRS Foundation-IAS AAA CPE Session#15 である。報告者は次の通りである(報告順)。司会は Erv Black (Brigham Young University and President of International Section of the American Accounting Association) であり、セッションの概要説明と総括を行った。第一報告者は Mary Barth (Stanford University and Academic Advisor to the IASB) であり、演題は “A Framework for Teaching IFRSs” であった。第二報告者は Mary Barth であり、演題は “Improving the Framework” であった。第三報告者は Katherine Schipper (Duke University and former member of FASB) であり、演題は “Understanding IFRS Measurements (Cross-Cutting Issues)” であった。第四報告者は Holger Erchinger (Partner, KPMG LLP) であり、演題は “Understanding IFRS Judgments in Impairment Testing” であった。第五報告者は Donna Street (University of Dayton and president of IAAER) であり、演題は “IFRS Curriculum Development and IFRS Resources” であった。
- 2) 本稿の内容は配布資料(パワーポイントを用いて作成されたスライド)の内容に基づいて筆者(来栖)が加筆修正を施したものに基づいている。
- 3) Schipper と Barth はともにビジネス・スクールで教鞭を執る会計学者である。IFRSs の教育に対する両者の強調が異なる理由として、Schipper が財務会計基準審議会(FASB: Financial Accounting Standards Board)の委員を務めていたこと、他方、Barth が国際会計基準審議会(IASB: International Accounting Standards Board)の委員を務めていたことに関係しているのではないかと筆者は推察する。つまり、IFRSs の作成

に携わった Barth はその普及を促進するためのセッションを世界各地で行っている。そのさい、IFRSs に対する認識の違いを痛感し、会計教育の必要性と重要性を強く Barth が意識しているものと推察される。

- 4) 五つの諸概念とは (a) 一般目的財務諸表の諸目的、(b) 質的特性、(c) 諸要素、(d) 認識と測定、そして (e) 表示と開示である。これらの概要は、例えば、来栖 (2009) を参照。
- 5) 本稿に加えて、判断力の重要性に関する Schipper の考えは来栖 (2010) を参照。
- 6) 日本語訳がある。平松・広瀬訳 [2007] を参照。
- 7) 8 つの段階とは、①財務報告の目的と、財務報告情報の質的特徴、②財務諸表の構成要素と認識基準、③測定基準、④報告実体、⑤表示と開示、⑥一般に承認された会計原則がもつ階層の目的と位置づけ、⑦非営利セクターへの適用可能性、そして⑧①～⑦以外に残された概念枠組みに関する諸問題である。

<引用文献・参考文献>

- 平松一夫・広瀬義州訳、2007、『FASB 財務会計の諸概念』、(増補版)、中央経済社。
- International Accounting Standards Board (IASB) , 2005, *Policies, Changes in Accounting Estimates and Errors*, International Accounting Standards No.8, London, United Kingdom.
- 来栖正利、2009、「資本の論理と財務報告の論理」、『流通科学大学論集-経済・経営情報編-』、第 17 巻、第 2 号、pp.191-196。(Available at <http://www.umds.ac.jp/kiyou/k/17-2/k17-2kurusu.pdf>)
- 、2010、「IFRSs 後を見据えた会計教育」、『流通科学大学論集-流通・経営編-』、第 22 巻、第 2 号、pp.193-201。(Available at : <http://www.umds.ac.jp/kiyou/t/R22-2/193-201kurusu.pdf>)